

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

(参照法令一覧)

○サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)	1
○情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)	9
○印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(抄)	16
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)	17
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)(抄)	24
○行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)(抄)	25

○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四号）と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁气的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

（基本理念）

第三条 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者（国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者をいう。以下同じ。）等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行われなければならない。

2 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならない。

3 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならない。

4 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威への対応が国際社会にとって共通の課題であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。

5 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の基本理念に配慮して行われなければならない。

6 サイバーセキュリティに関する施策の推進に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(重要社会基盤事業者の責務)

第六条 重要社会基盤事業者は、基本理念にのっとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体を実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(サイバー関連事業者その他の事業者の責務)

第七条 サイバー関連事業者（インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育研究機関の責務)

第八条 大学その他の教育研究機関は、基本理念にのっとり、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保、サイバーセキュリティに係る人材の育成並びにサイバーセキュリティに関する研究及びその成果の普及に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第九条 国民は、基本理念にのっとり、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、サイバーセキュリティの確保に必要な注意を払うよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(行政組織の整備等)

第十一条 国は、サイバーセキュリティに関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

第二章 サイバーセキュリティ戦略

第十二条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティに関する基本的な計画（以下「サイバーセキュリティ戦略」という。）を定めなければならない。

2 サイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 サイバーセキュリティに関する施策についての基本的な方針

二 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に関する事項

三 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体（以下「重要社会基盤事業者等」という。）におけるサイバーセキュリティの確保の促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、サイバーセキュリティ戦略を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 前二項の規定は、サイバーセキュリティ戦略の変更について準用する。

6 政府は、サイバーセキュリティ戦略について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保)

第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省

設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムとの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

（重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進）

第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進）

第十五条 国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国の国際競争力の強化に与つて重要であることに鑑み、これらの者が自発的に行うサイバーセキュリティに対する取組が促進されるよう、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解の増進、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民一人一人が自発的にサイバーセキュリティの確保に努めることが重要であることに鑑み、日常生活における電子計算機又はインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用に際して適切な製品又はサービスを選択することその他の取組について、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。

（多様な主体の連携等）

第十六条 国は、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（犯罪の取締り及び被害の拡大の防止）

第十七条 国は、サイバーセキュリティに関する犯罪の取締り及びその被害の拡大の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

（我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応）

第十八条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関に

おける体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(産業の振興及び国際競争力の強化)

第十九条 国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関連する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るため、サイバーセキュリティに関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓、技術の安全性及び信頼性に係る規格等の国際標準化及びその相互承認の枠組みへの参画その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第二十条 国は、我が国においてサイバーセキュリティに関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する研究開発及び技術等の実証の推進並びにその成果の普及を図るため、サイバーセキュリティに関し、研究体制の整備、技術の安全性及び信頼性に関する基礎研究及び基盤的技術の研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究開発のための国際的な連携その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る事務に従事する者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、当該者の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る人材の確保、養成及び資質の向上のため、資格制度の活用、若年技術者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第二十二条 国は、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する啓発及び知識の普及を図るための行事の実施、重点的かつ効果的にサイバーセキュリティに対する取組を推進するための期間の指定その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進等)

第二十三条 国は、サイバーセキュリティに関する分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、サイバーセキュリティに関し、国際的な規範の策定への主体的な参画、国際間における信頼関係の構築及び情報の共有の推進、開発途上地域のサイバーセキュリティに関する対応能力の構築の積極的な支援その他の国際的な技術協力、犯罪の取締りその他

の国際協力を推進するとともに、我が国のサイバーセキュリティに対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 サイバーセキュリティ戦略本部

(設置)

第二十四条 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。
 - 三 国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実施に関する指針の作成並びに施策の評価その他の当該施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。
 - 2 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び国家安全保障会議の意見を聴かなければならない。
 - 3 本部は、サイバーセキュリティに関する重要事項について、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部との緊密な連携を図るものとする。
 - 4 本部は、我が国の安全保障に係るサイバーセキュリティに関する重要事項について、国家安全保障会議との緊密な連携を図るものとする。
- (組織)
- 第二十六条 本部は、サイバーセキュリティ戦略本部長、サイバーセキュリティ戦略副本部長及びサイバーセキュリティ戦略本部員をもって組織する。
- (サイバーセキュリティ戦略本部長)
- 第二十七条 本部長は、サイバーセキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
 - 3 本部長は、第二十五条第一項第二号から第四号までに規定する評価又は第三十条若しくは第三十一条の規定により提供された資料、情報等に基つき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

4 本部長は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

5 本部長は、第三項の規定により勧告した事項に関し特に必要があるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（サイバーセキュリティ戦略副本部長）

第二十八条 本部に、サイバーセキュリティ戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（サイバーセキュリティ戦略本部員）

第二十九条 本部に、サイバーセキュリティ戦略本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第五号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 外務大臣

四 経済産業大臣

五 防衛大臣

六 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

七 サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（資料提供等）

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリティに関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法

人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理事長、特殊法人及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（地方公共団体への協力）

第三十二条 地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

（事務）

第三十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十四条 本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章及び第四章の規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本部に関する事務の処理の適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等）

第二条 政府は、本部に関する事務の処理の適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備（内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む。）その他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、専門的知識を有する者を内閣官房において任期を定めて職員又は研究員として任用すること、情

報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する事象に関する国内外の関係機関との連絡調整に必要な機材及び人的体制の整備等のために必要な法制上及び財政上の措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二十四条第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を防衛する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

第四条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「事務」の下に「（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）」を加える。

○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「情報処理」とは、電子計算機（計数型のものに限る。以下同じ。）を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行なうことをいう。

2 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。

3 この法律において「情報処理サービス業」とは、他人の需要に応じて情報処理の事業をいい、「ソフトウェア業」とは、他人の需要に応じてするプログラムの作成の事業をいう。

第二章 電子計算機の高度利用等

(電子計算機利用高度化計画)

第三条 次に掲げる電子計算機及びプログラムについて、電子計算機利用高度化計画（以下「計画」という。）を経済産業大臣（電子計算機に電気通信回線を接続してする情報処理のために開発するプログラムに係る部分については、経済産業大臣及び総務大臣。以下この条において同じ。）が定めるものとする。

一 情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機

二 情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある、かつ、広く利用される種類のプログラム（主として一の事業の分野における情報処理を目的とするものを除く。）

2 計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものとする。

3 計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定めるところにより、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

4 関係行政機関の長は、前項の協議を受けたときは、関係審議会等の意見をきくものとする。

5 第一項の規定により計画を定めたときは、経済産業大臣は、その要旨を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(電子計算機の連携利用に関する指針)

第四条 主務大臣（電子計算機を利用する事業者（以下単に「事業者」という。）の行う事業を所管する大臣をいう。）は、その事業の分野に属する事業者が広く連携して当該事業の分野における電子計算機の効率的な利用を図ることが必要であり、かつ、適切であると認めるときは、計画を勘案して、その事業の分野において事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法及びその実施に当たって配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。

2 前項の指針は、関連中小企業者の利益が不当に害されることのないよう配慮されたものでなければならない。

3 第一項の指針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係審議会等の意見を聴くものとする。

4 前項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。

(資金の確保)

第五条 政府は、情報処理の高度化を図るために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(プログラム調査簿)

第六条 経済産業大臣は、円滑な流通を図る必要があると認められるプログラム（主として一の事業の分野における情報処理に用いられるものを除く。）について、その概要を記載したプログラム調査簿を作成し、これを利用しようとする者の閲覧に供しなければならない。

(情報処理技術者試験)

第七条 経済産業大臣は、情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するため、情報処理に関して必要な知識及び技能について情報処理技術者試験を行う。

2 経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構に、情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定により独立行政法人情報処理推進機構に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、試験事務を行わないものとする。

4 情報処理技術者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

5 独立行政法人情報処理推進機構が試験事務を行うときは、前項の規定による受験手数料は、独立行政法人情報処理推進機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、独立行政法人情報処理推進機構の収入とする。

6 経済産業大臣は、不正の手段によつて情報処理技術者試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

7 独立行政法人情報処理推進機構は、試験事務の実施に関し前項に規定する経済産業大臣の権限（情報処理技術者試験を受けることを禁止することに限る。）を行使することができる。

8 独立行政法人情報処理推進機構が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、独立行政法人情報処理推進機構の上級行政庁とみなす。

9 前各項に定めるもののほか、情報処理技術者試験に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第三章 独立行政法人情報処理推進機構

第一節 総則

(この章の目的)

第八条 独立行政法人情報処理推進機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

(名称)

第九条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報処理推進機構とする。

(機構の目的)

第十条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。

(中期目標管理法)

第十条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

(事務所)

第十一条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第十二条 機構の資本金は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号。以下「改正法」という。）附則第二条第六項及び第九項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金又は第二十三条第一項の信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(持分の払戻し等の禁止)

第十三条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け取ることができない。

(持分の譲渡等)

第十四条 出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第二十三条第一項の信用基金に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。

第二節 役員及び職員

(役員)

第十五条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第十六条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事の任期)

第十七条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の地位)

第十九条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務等

(業務の範囲)

第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム（事業活動に広く用いられるものに限る。）であつて、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。
- 二 前号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。

- 三 情報処理サービス業者等（情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。）が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
 - 四 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
 - 五 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）に関する技術上の評価を行うこと。
 - 六 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。
 - 七 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十七条に規定する業務を行うこと。
 - 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
 - 九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十二条第一項各号に掲げる業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、第七条第二項の規定による試験事務を行う。
- （区分経理）
- 第二十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、これに要する費用を政府が財政投融资特別会計の投資勘定から出資するもの
 - 二 前条第二項に規定する業務
 - 三 前二号に掲げる業務以外の業務
- （利益及び損失の処理の特例等）
- 第二十二条 機構は、前条第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十条に規定する業務の財源に充てることができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
 - 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の

額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第一号勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、第一号勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
（信用基金）

第二十三条 機構は、第二十条第一項第三号及び第四号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、改正法附則第九条第一項の規定により政府及び政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額並びに第十二条第二項の規定により政府から信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

第四節 雑則

（出資者原簿）

第二十四条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る出資並びに前条第一項の信用基金に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（機構の解散時における残余財産の分配）

第二十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第二十一条第一号に掲

げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これに要する費用を政府が財政投融资特別会計の投資勘定から出資したものを除く。）に係る各出資者並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

（主務大臣等）

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十七条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第二十八条 削除

第四章 罰則

第二十九条 第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第二十二条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四五年政令第二〇六号で昭和四十五年七月一日から施行）

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文書名	作成者
(略)	(略)
情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十条第一項 第三号及び第四号(業務の範囲)の業務に関する文書	独立行政法人情報処理推進機構
(略)	(略)

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

(課税標準及び税率)

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇三十一 (略)		
三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 (注) 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の十一の三第一項(紛争解決手続代理業務の付記)の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第七条(登録)の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条(作業環境測定士の資格)の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。		
(一) 公認会計士又は外国公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
イ 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十七条(登録)の公認会計士の登録		

ロ 公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の外国公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
(二) 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項（登録）の行政書士の登録	登録件数	一件につき三万円
(二の二) 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十八（登録）の登録政治資金監査人の登録	登録件数	一件につき一万五千元
(三) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第八条（弁護士の登録）の弁護士の登録	登録件数	一件につき六万円
(四) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二十四条第一項（登録）の外国法事務弁護士の登録	登録件数	一件につき六万円
(五) 司法書士の登録又は認定	登録件数	一件につき三万円
イ 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第八条第一項（司法書士名簿の登録）の司法書士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ 司法書士法第三条第二項第二号（簡裁訴訟代理等関係業務の認定）の認定	認定件数	一件につき五千元
(六) 土地家屋調査士の登録又は認定	登録件数	一件につき三万円
イ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第八条第一項（土地家屋調査士名簿の登録）の土地家屋調査士の登録	登録件数	一件につき五千元
ロ 土地家屋調査士法第三条第二項第二号（民間紛争解決手続代理関係業務の認定）の認定	認定件数	一件につき五千元
(七) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条（登録）の税理士の登録	登録件数	一件につき六万円
(八) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十二条第一項又は第二項（登録）の技術士又は技術士補の登録	登録件数	一件につき三万円
イ 技術士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ 技術士補の登録	登録件数	一件につき一万五千元
(九) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録	登録件数	一件につき六万円
イ 次に掲げる者の新規登録	登録件数	一件につき三万円
(1) 医師又は歯科医師の登録	登録件数	一件につき六万円
(2) 薬剤師の登録	登録件数	一件につき三万円

(3)	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士の登録	登録件数	一件につき九千円
	ロ イ(1)から(3)までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十)	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
	イ 歯科衛生士法第六条第一項（登録）の歯科衛生士の登録	登録件数	一件につき千円
	ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十の二)	歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）による歯科技工士名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
	イ 歯科技工士法第六条第一項（登録）の歯科技工士の登録	登録件数	一件につき千円
	ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十一)	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
	イ 救急救命士法第六条第一項（登録）の救急救命士の登録	登録件数	一件につき千円
	ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十二)	言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）による言語聴覚士名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
	イ 言語聴覚士法第六条第一項（登録）の言語聴覚士の登録	登録件数	一件につき千円
	ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十三)	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
	イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の三第一項（登録）のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の登録	登録件数	一件につき千円
	ロ イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十四)	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
	イ 柔道整復師法第六条第一項（登録）の柔道整復師の登録	登録件数	一件につき千円
	ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十五)	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第四条第三項（登録）の管理栄養士の登録	登録件数	一件につき一万五千円

(十六)	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師名簿にする登録		
イ	理容師法第五条の二第一項（登録）の理容師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ	登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十七)	美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）による美容師名簿にする登録		
イ	美容師法第五条の二第一項（登録）の美容師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ	登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十八)	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項（登録）の介護福祉士の登録		
イ	社会福祉士の登録	登録件数	一件につき一万五千元
ロ	介護福祉士の登録	登録件数	一件につき九千円
(十九)	精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）第二十八条（登録）の精神保健福祉士の登録		
イ	獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）による獣医師名簿にする登録	登録件数	一件につき三万円
ロ	獣医師法第七条第一項（登録）の獣医師の登録	登録件数	一件につき九千円
イ	獣医師法附則第十五項（獣医師法の準用）において準用する同法第七条第一項の獣医師免状の所有者の登録	登録件数	一件につき千円
ハ	登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(二十一)	社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録		
イ	社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の社会保険労務士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ	社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の業務）の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記	申請件数	一件につき五千元
(二十二)	作業環境測定法第七条（登録）の作業環境測定士の登録		
イ	第一種作業環境測定士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ	第二種作業環境測定士の登録	登録件数	一件につき一万五千元
(二十三)	計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項（登録）の計量士の登録	登録件数	一件につき三万円

	(二十四)	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十七条第一項（登録）の弁理士の登録	登録件数	一件につき六万円
	(二十五)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）による海技士免許原簿にする登録		
	イ	船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条第一項（登録及び海技免状）の海技士で次に掲げるものの新規登録		
	(1)	一級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき一万五千元
	(2)	二級海技士（航海）又は三級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき九千元
	(3)	四級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき四千五百円
	(4)	五級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき三千元
	(5)	六級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき二千円
	(6)	一級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき一万五千元
	(7)	二級海技士（機関）又は三級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき九千元
	(8)	四級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき四千五百円
	(9)	五級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき三千元
	(10)	六級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき二千円
	(11)	一級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき七千五百円
	(12)	二級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき六千円
	(13)	三級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき二千円
	(14)	一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は三級海技士（電子通信）の登録	登録件数	一件につき七千五百円
	(15)	四級海技士（電子通信）の登録	登録件数	一件につき二千円
	ロ	イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
	(二十六)	船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の五（登録及び小型船舶操縦免許証）の小型船舶操縦士の登録		
イ		一級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき二千元

ロ	二級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千八百円
ハ	特殊小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千五百円
(二十七)	水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）による水先人名簿にする登録		
イ	水先法第九条第一項（登録及び水先免状）の水先人で次に掲げるものの新規登録		
(1)	一級水先人の登録	登録件数	一件につき六万円
(2)	二級水先人の登録	登録件数	一件につき三万円
(3)	三級水先人の登録	登録件数	一件につき一万五千元
ロ	イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(二十八)	海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第二十一条第一項（登録）の海事補佐人の登録	登録件数	一件につき三万円
(二十九)	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項（登録）の海事代理士の登録	登録件数	一件につき三万円
(三十)	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十二条（航空従事者技能証明）の航空従事者技能証明、同法第十条の二第一項（耐空証明）の耐空検査員の認定又は同法第七十一条の三第一項（特定操縦技能の審査）の操縦技能審査員の認定	技能証明の件数	一件につき一万八千円
イ	定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ロ	事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ハ	自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ニ	准定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ホ	一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万二千元
ヘ	二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ト	航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
チ	一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円
リ	二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ヌ	一等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円

ル	二等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千万円
ヲ	航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千万円
ワ	耐空検査員の認定	認定件数	一件につき六千万円
カ	操縦技能審査員の認定	認定件数	一件につき三千万円
(三十一)	不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき六千万円
イ	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十五条（登録）の不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき六千万円
ロ	不動産の鑑定評価に関する法律第十八条（変更の登録）の変更の登録	登録件数	一件につき千万円
(三十二)	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第一項（登録）の一級建築士の登録	登録件数	一件につき六千万円
(三十三)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項（登録）の建築基準適合判定資格者の登録又は同法第七十七条の六十六第一項（構造計算適合判定資格者の登録）の構造計算適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき一千万円
イ	建築基準適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき一千万円
ロ	構造計算適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき一千万円
(三十四)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第三十条第一項（登録）のマンション管理士の登録	登録件数	一件につき九千万円
(三十五)	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士又は測量士補の登録	登録件数	一件につき三千万円
イ	測量士の登録	登録件数	一件につき三千万円
ロ	測量士補の登録	登録件数	一件につき一千万五千円

三十三～百六十（略）

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）

(独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第三十二条 独立行政法人情報処理推進機構(以下この節において「情報処理推進機構」という。)は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下この条において「情報処理促進法」という。))第二条第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。)に關して必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラム(情報処理促進法第二条第二項に規定するプログラムをいう。)の作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定めるもの(以下この節において「情報関連人材育成事業」という。)を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務

イ 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材を提供すること。

ロ 情報関連人材育成事業の実施に關し、指導及び助言を行うこと。

二 情報関連人材育成事業の円滑な実施に關し必要な調査を行い、及びその成果を普及すること。

三 前二号の業務に附帯する業務

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「、第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律第三十二条第一項第一号に掲げる業務(以下「教材開発業務」という。)に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金」とあるのは、「、第二十三条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは、「、前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「、第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二(第一項を除く。)、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条(第三項を除く。)、第三十五条(第五項を除く。)、第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十六条の二(第五項を除く。)、第六十四条第一項、第六十七条(同条第一号の場合及び同条第四号の場合(同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。))に係るものに限る。))並びに第七十一条第一項第一号、第二号及び第六号の主務大臣は経済産業大臣(中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律第三十二条第一項に規定する業務(以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。))に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、独立行政法人通則法第十

九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令)とする。

○行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号) (抄)

(執行停止)

第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4 5 7 (略)

(処分についての審査請求の認容)

第四十六条 処分(事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。)についての審査請求が理由がある場合(前条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

(不作為についての審査請求の裁決)

第四十九条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 (略)

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

- 一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
- 二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4・5 (略)